

川崎市公共測量作業規程

川崎市公共測量作業規程は、作業規程の準則（令和 5 年国土交通省告示第 2 5 0 号）（以下、「準則」という。）を準用する。

この場合において、準則第 1 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、「第 3 4 条」とあるのは「第 3 3 条第 1 項」と、同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、「公共測量」とあるのは「川崎市が行う公共測量」と、準則第 2 項中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、準則第 3 条第 2 項、準則第 5 条第 3 項第二号、準則第 7 条、準則第 8 条第 1 項並びに第 1 7 条第 1 項及び第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。